

## 収支計画記載要領

### < I 法適用企業 >

#### 1 各事業共通事項

- (1) 本計画は、特別会計を単位として策定すること。ただし、2以上の事業（「事業の細分類」に掲げる事業をいう。）を通じて1の特別会計を設置している場合には、当該事業ごとの収支計画を併せて策定すること。
- (2) 病院事業以外の事業にあつては様式第2号、病院事業にあつては様式第3号を作成すること。
- (3) 本計画における消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支については税抜き、資本的収支については税込みで作成すること。
- (4) 補てん財源における消費税及び地方消費税資本的収支調整額については、補てん財源「4. その他」に含めること。
- (5) 計画期間は本年度以降10年間とする。ただし、当該期間において資金不足が解消されない場合は、資金不足が解消される年度までとする。
- (6) 「基準内繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」（総務省自治財政局長通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金をいうものであること。
- (7) 「基準外繰入金」とは、基準内繰入金以外の繰入金をいうものであること。

#### 2 事業別事項

##### (1) 工業用水道事業

- ア 収益的支出の「(2) 経費」欄は、動力費、薬品費、その他に区分すること。
- イ 協議又は申請する事業ごと及び事業全体の収支計画を作成すること。

##### (2) 交通事業

- ア 地方公営企業法第2条第1項に定める事業（軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業）及び船舶運航事業ごとに別途計画を作成すること。
- イ 鉄道事業及び軌道事業において新線建設、延伸部建設等を行う場合には、これらを含め不良債務等の解消年度までの作成を行うとともに、内訳として各路線ごとの計画を作成すること。
- ウ 資本的収入「1. 企業債」欄は、建設改良に係る企業債、特例債、資本費平準化債、借換債、その他に区分すること。
- エ 資本的支出「2. 企業債償還金」欄は、建設改良に係る企業債償還金、特例債償還金、資本費平準化債償還金、緩和債償還金、その他に区分すること。
- オ 地下鉄事業において緩和債を発行する場合にあつては、補てん財源不足額から当該発行額を控除した額を補てん財源不足額の下に欄を追加して記載すること。

##### (3) ガス事業

- ア 収益的支出「2. 営業外費用」欄に、繰延勘定償却を区分すること。
- イ 資本的支出欄に、開発費を区分すること。

##### (4) 病院事業

- ア 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。

##### (5) 下水道事業

- ア 収益的収入「1. 営業収益 (3) その他」欄に雨水処理負担金を( )外書きすること。
- イ 収益的支出「2. 営業外費用 (1) 支払利息」欄は雨水分と汚水分に区分し、二

段書（上段は雨水分）とすること。

(6) 港湾整備事業

ア 協議又は申請する施設ごと及び事業全体の収支計画を作成すること。

イ 収益的支出「2. 営業外費用（1）支払利息」欄及び資本的支出「2. 企業債償還金」欄は、資本費平準化債分を区分すること。

(7) 地域開発事業

ア 施工地区ごとに作成すること。

イ 収益的収入「1. 営業収益（1）料金収入」欄を「（1）土地等売却収益」欄に変更すること。

ウ 収益的支出「1. 営業費用（2）経費」欄（内訳も含む。）を「（2）土地売却原価」欄に変更すること。

エ 収益的支出「1. 営業費用（4）その他」欄を追加すること。

オ 「流動資産（J）」欄に、「うち売出土地（簿価）」欄及び「うち未売出土地（簿価）」欄を追加すること。（「売出土地（簿価）」とは、健全化法施行令第3条第1項第2号ハに規定する販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）の帳簿価額をいう。また、「未売出土地（簿価）」とは、同ハに規定する販売を目的として所有する土地であって売買契約の申込みの勧誘を行っていないものの帳簿価額をいう。なお、地方公営企業法施行規則第4条第3項により当該土地に係る評価換えを実施している場合は、当評価額を帳簿価額とすること。）

カ 「流動負債（K）」欄に、「うち土地前受金」欄を追加すること。（「土地前受金」とは、健全化法施行令第3条第1項第2号イに規定する土地の売払代金としての前受金をいう。）

キ 「健全化法施行令第3条第1項第2号ハに規定する土地評価差額（P）」欄及び「健全化法施行規則第9条第3号Eにより算定した未売出土地収入見込額（Q）」欄を追加すること。（これに伴い現行の（P）欄を（R）欄とすること。）

ク 資本的収入「1. 企業債」欄は、資本費平準化債を削除し、建設改良費に係る企業債、元利金債等に区分すること。（「元利金債等」とは、地方債に関する省令第12条に規定する建設改良費に準ずる経費に係る企業債をいう。以下同じ。）

ケ 資本的支出「1. 建設改良費」欄は、土地買収費・補償費、造成費、職員給与費、その他に区分すること。

コ 資本的支出「2. 企業債償還金」欄は、建設改良費に係る企業債償還金、元利金債等償還金に区分すること。

## < II 法非適用企業 >

### 1 各事業共通事項

(1) 本計画は、特別会計を単位として策定すること。ただし、2以上の事業（「事業の細分類」に掲げる事業をいう。）を通じて1の特別会計を設置している場合には、当該事業ごとの収支計画を併せて策定すること。

(2) 様式第2号を作成すること。

(3) 本計画は、消費税及び地方消費税相当額を含めて作成すること。

(4) 計画期間は本年度以降10年間とする。ただし、当該期間において収支再差引欄が黒字になっていない場合は、収支再差引欄が黒字に転化する年度まで作成すること。

(5) 本表の作成にあたっては、歳入及び歳出について、経常的な経営収支を「収益的収支」欄へ、建設改良費、地方債償還金及びこれに対応する財源状況等を「資本的収支」欄へ計上するものとし、決算及び予算科目を地方公営企業法適用企業の科目を参考に

本表の該当項目に区分して作成すること。

- (6) 「職員給与費」は、給料、手当、賃金、退職給与金及び法定福利費をいう。
- (7) 資本的支出「2 (1) 建設改良費」欄の「うち職員給与費」には、資本勘定所属の職員給与費を記入すること。
- (8) 「基準内繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金をいうものであること。
- (9) 「基準外繰入金」とは、基準内繰入金以外の繰入金をいうものであること。

## 2 事業別事項

- (1) 下水道事業
  - ア 収益的収入「1 (1) ウ その他」欄に雨水処理負担金を( )外書きとする。
  - イ 収益的支出「2 (2) ア 支払利息」欄は、雨水分と汚水分に区分し、二段書き（上段は雨水分）とすること。
- (2) 港湾整備事業
  - ア 協議又は申請する施設ごと及び事業全体の収支計画を作成すること。
  - イ 収益的支出「2 (2) ア 支払利息」欄及び資本的支出「2 (2) 地方債償還金」欄は、資本費平準化債分を区分すること。
- (3) 地域開発事業
  - ア 施工地区ごとに作成すること。
  - イ 収益的収入「1 (1) ア 料金収入」欄を「1 (1) ア 土地等売却収入」欄に変更すること。
  - ウ 資本的収入「1 (1) 地方債」欄は、資本費平準化債を削除し、建設改良費に係る地方債、元利金債等に区分すること。
  - エ 資本的支出「2 (1) 建設改良費」欄は、土地買収費・補償費、造成費、職員給与費、その他に区分すること。
  - オ 資本的支出「2 (2) 地方債償還金」欄は、建設改良費に係る地方債償還金、元利金債等償還金に区分すること。
  - カ 「健全化法施行令第3条第1項第4号ニに規定する土地収入見込額（V）」欄及び「健全化法施行規則第9条第5号Bにより算定した未売出土地収入見込額（W）」欄を追加すること。（これに伴い現行の（V）、（W）、（X）欄をそれぞれ（X）、（Y）、（Z）欄とすること。）

(別表)

## 事業区分

事業区分(地方債区分)	法令の適用関係		事業の細分類
	地財法 § 6 (施行令 § 37)	地公企法 § 2①	
1 水道事業	(一)	(一)	水道
	(六)	※任意適用 (以下同じ)	簡易水道
2 工業用水道事業	(二)	(二)	工業用水道
3 交通事業	(三)	(三)	軌道
		(四)	自動車運送
		(五)	鉄道
		※	船舶運航
4 電気事業・ガス事業	(四)	(六)	電気
	(五)	(七)	ガス
5 港湾整備事業	(七)	※	港湾
6 病院事業・介護サービス事業	(八)	§ 2②	病院
		※	介護サービス
7 市場事業・と畜場事業	(九)	※	市場
	(十)	※	と畜場
8 地域開発事業	(十二) 宅地造成 事業	※	臨海土地造成事業(地区ごと)
		※	内陸工業用地等造成事業(地区ごと)
		※	流通業務団地造成事業(地区ごと)
		※	都市開発事業
			土地区画整理事業(地区ごと) 市街地再開発事業(地区ごと)
		※	住宅用地造成事業(地区ごと)
9 下水道事業	(十三) 公共下水道 事業	※	公共下水道
		※	特定公共下水道
		※	流域下水道
		※	特定環境保全公共下水道
		※	農業集落排水施設
		※	漁業集落排水施設
		※	林業集落排水施設
		※	簡易排水施設
		※	小規模集合排水処理施設
		※	特定地域生活排水処理施設
10 観光その他事業	(十一) 観光施設 事業	※	観光施設事業
			休養宿泊施設(施設ごと)
			索道(施設ごと) その他(施設ごと)
		※	有料道路
		※	駐車場
		※	その他(施設ごと)

注) 収支計画は、特別会計を単位として策定すること。ただし、2以上の事業(「事業の細分類」に掲げる事業をいう。)を通じて1の特別会計を設置している場合には、当該事業ごとの収支計画を併せて策定すること。